

「データ活用に関する包括連携協定」を横浜市と横浜市立大学が締結 データサイエンス学部開設等を機会に、データ活用に関する連携を強化！

本日、横浜市と公立大学法人横浜市立大学は、横浜市官民データ活用推進計画（以下「推進計画」という。）の策定及び横浜市立大学データサイエンス学部の開設を機会として、データ活用に関する相互の連携・協力を強化し、推進計画に掲げる目的を実現するとともに、学術の振興を図るため、「データ活用に関する包括連携協定」を締結しました。

横浜市と横浜市立大学は、これまでも健康・教育の分野をはじめ、様々な場面において連携を図ってきましたが、今回の協定締結により、データ活用の視点から幅広い分野における取組を更に推進します。

横浜市においては、横浜市立大学の専門性や知見を生かした協力を受けることで、推進計画に掲げた「データを重視した政策形成の推進」や「官民データ活用に関する教育及び普及啓発」などの施策をより効果的に進めていきます。

横浜市立大学においては、オープンデータを含む膨大なデータの活用を通じて、実データに基づき課題解決を目指す実践的な教育をデータサイエンス学部において進めていきます。さらに、データに基づいて横浜市の政策課題の解決を目指す取組を一層強化することで、横浜市立大学の中期計画に定める横浜市のシンクタンク機能を果たしていきます。

（参考）

平成 28 年 12 月	「官民データ活用推進基本法」施行
平成 29 年 3 月	「横浜市官民データ活用推進基本条例」施行
平成 30 年 4 月	横浜市立大学データサイエンス学部開設
5 月	「横浜市官民データ活用推進計画」策定

包括連携協定の対象分野

- 1 データ活用人材の育成
- 2 データを重視した政策形成の推進
- 3 データ活用に関する市民への普及・啓発
- 4 学術調査・研究への協力
- 5 データ活用に関する公民連携の推進

1 データ活用人材の育成

◎市職員の人材育成への協力〔横浜市立大学〕

業務でデータを活用していくために必要となる基礎的な知識や実務能力の向上のため、専門的な知見を持つ教員が、統計の理論や実践的な分析方法など、研修内容の企画や講師派遣などの面で、市職員向け研修に協力します。

【平成 30 年度実施予定の研修】

- ・データ活用入門セミナー
- ・データ活用実践講座 など

◎横浜市立大学の人材育成への協力〔横浜市〕

学生の教育や研究に活用できる横浜市保有データの提供や、政策立案に携わる市職員を大学の講義へ派遣するなど、横浜市立大学に対して、実際の行政課題などに触れながら学べる機会を提供します。また、平成 32 年度以降のデータサイエンス学部の学生のインターンシップの実施に向けて検討を進めます。

2 データを重視した政策形成の推進

◎効果的な政策立案への協力〔横浜市立大学〕

これまでも、医療ビッグデータを活用したがんに関する医療実態把握や将来の救急出場件数の予測など、データを活用した共同研究が生まれています。

横浜市立大学の知見を生かし、横浜市の政策立案をより効果的なものにしていくため、横浜市が保有する種々のデータを活用しつつ、こうした実践事例を様々な分野で創出していきます。

【共同研究の事例①】 総合的ながん対策への医療ビッグデータの活用（平成 28 年度～）

横浜市医療局と横浜市立大学医学部臨床統計学教室（山中教授）が連携し、市域のがんに関する実態把握を目的に、医療ビッグデータの代表例であるNDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）を分析。これまでは難しかった市内のがん患者の年齢・がん種・治療方法など多様な切り口での実態把握を通して、「横浜市がん撲滅対策推進条例」に基づく「総合的ながん対策」の充実につなげていきます。

【共同研究の事例②】 データサイエンスによる救急需要の予測（平成 29 年度～）

横浜市消防局と横浜市立大学医学部臨床統計学教室（山中教授）が連携し、消防局が保有しているデータ等を基に、データサイエンスの手法を用いて 2030 年までの救急出場件数を予測。市民と課題を共有し、救急需要増加に適切に対応できる効率的な救急体制の検討など、有効な施策の展開を図っていきます。

◎横浜市施策への協力・助言 [横浜市立大学]

アンケート調査をはじめ各種調査の調査項目の設定や分析の手法、結果の分析など、市の施策や事業におけるデータ活用について、専門的見地から協力・助言を行います。

【平成30年度実施予定の協力等】

- ・「横浜市民生活白書」の作成に向けた分析等への協力 など

3 データ活用に関する市民への普及・啓発 [横浜市・横浜市立大学]

横浜市立大学が地域貢献の一環として実施しているデータ活用に関する公開講座「データサイエンスを知るプログラム」などを共催で実施し、市民等を対象とした普及・啓発を協力して進めます。

【平成30年度実施予定の講座】

- ・「暮らしを支え、暮らしを変えるデータサイエンス」
- ・「ビッグデータ時代のアルゴリズム」(4～9月期) など

4 学術調査・研究への協力 [横浜市]

横浜市立大学が行う調査・研究のため、横浜市が保有するデータの提供や場の提供について、積極的に協力していきます。

5 データ活用に関する公民連携の推進 [横浜市・横浜市立大学]

横浜市と横浜市立大学は相互に協力し、市民、企業、地域活動団体、NPOなど多様な民間主体と実施するデータ活用に関する公民連携の取組を通して、データ活用による社会課題の解決や新たな価値の創出に向け取り組みます。

お問合せ先		
政策局政策課データ活用推進等担当課長	宮崎 郁	Tel 045-671-4087
公立大学法人横浜市立大学教育推進課長	田澤紫乃	Tel 045-787-2422

データ活用に関する包括連携協定書

横浜市（以下「甲」という。）と公立大学法人横浜市立大学（以下「乙」という。）は、データ活用に関する相互の連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、データ活用に関する甲乙相互の連携・協力を強化し、横浜市官民データ活用推進計画に掲げる目的を實現するとともに、学術の振興を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、また、乙は横浜市のシンクタンク機能を果たすため、次の各号に定める事項（以下「協力事項」という。）を実施する。

- (1) データ活用人材の育成
 - (2) データを重視した政策形成の推進
 - (3) データ活用に関する市民への普及・啓発
 - (4) 学術調査・研究への協力
 - (5) データ活用に関する公民連携の推進
 - (6) その他前記各号に付随する事項
- 2 前項に定める協力事項の実施時期、実施方法その他具体的な事項については、甲乙協議の上、別途定める。
- 3 第1項の協力事項の実施に当たっては、乙の教員の有する教育研究分野及び専門性、並びに相互の業務の状況に十分配慮するものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから終了する旨の書面による申し出がないときは、同一内容で更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第4条 甲又は乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、両者の合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の期間中及び期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えい又は本協定に定める以外の目的のために使用してはならない。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈につき疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意を持って協議し、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年5月22日

甲 横浜市
横浜市
横浜市長 林 文子

乙 横浜市金沢区瀬戸22番2号
公立大学法人横浜市立大学
理事長 二見 良之